

岩手県告示第812号

平成30年10月16日付け岩手県報第11830号登載保安林の指定施業要件の変更（平成30年岩手県告示第764号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 大船渡市日頃市町字平山89の1
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 猪股利光
- 2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所